

民法總則

民法の三大原則



①所有権絶対の原則	所有権は物に対する全面的な支配権であり、不可侵の権利である
②契約自由の原則	私人間の契約関係（締結、内容、方式）は契約当事者の自由な意思によって決定されなければならない
③過失責任の原則	過失なくして損害賠償責任を負わされない

民法の私権行使に関する原則



公共の福祉 (1条1項)	私権といえども無制限に保護されるものではない。社会生活を営む以上、他人の権利を不当に侵害することは許されない。そこで民法は私権の内容は社会全体の利益と調和するものでなければならないとしている
信義則 (1条2項)	具体的な事情のもとにおいて、相互に相手方から一般的に期待される信頼を裏切ることのないように誠意をもって行動しなければならないという原則をいう
権利濫用の禁止 (1条3項)	権利行使する者に格別の利益がないのに相手に損害を与えるためだけに権利行使するような場合、正当な範囲を逸脱して権利の行使がなされたものとして、これを許さないことをいう

権利能力・意思能力・行為能力



	意義	適格	能力を欠く者の行為の効果
権利能力	私法上の権利・義務の帰属主体となる地位・資格	自然人・法人	権利・義務が帰属しない
意思能力	行為の結果を弁識するに足るだけの精神能力	具体的行為ごとに判断 (7~10歳程度の能力)	無効
行為能力	単独で確定的に有効な法律行為をなしうる地位・資格	未成年者(5条)・成年被後見人(9条)・被保佐人(13条)・補助人に同意権が付与されている場合の被補助人(17条)につき制限	取り消すことができる

権利能力



意義	私法上の 権利義務の帰属主体 となりうる地位または資格
主体	全ての 自然人 （人間）と法人
始期	出生時 に発生する（3条1項） ※全部露出説（生きて産まれる必要）
終期	死亡 によって消滅

→胎児の取り扱いは？？

胎児の権利能力



原則

胎児は出生しておらず人ではないため、原則権利能力を有しない

例外（胎児が既に生まれたものとみなされる場合）

- ①不法行為に基づく損害賠償請求権（721条）
- ②相続（886条）
- ③遺贈（965条）

上記3つの場合には例外的に権利能力を胎児に認めている

趣旨：偶然の事情で出生の前後で権利を受けられるかが左右されたら不当なので、胎児を保護する点

「既に生まれたものとみなす」とは？？



判例は、胎児の間には権利能力はなく、無事に生まれると相続の開始時や不法行為時にさかのぼって権利能力を取得すると解している（停止条件説/大判昭7.10.6）

胎児中の権利行使は認められないため、

胎児中に他人が胎児を代理することができない！

（母親は母親固有の権利を主張することはできるが、胎児を代理することはできない）